

## 北斗市地域公共交通活性化協議会 参考資料

資料1 北斗市地域公共交通活性化協議会設置要綱

資料2 北斗市の人口動向

資料3 - 1 【鉄道輸送統計調査結果】  
道南いさりび鉄道の利用状況等について

資料3 - 2 道南いさりび鉄道の利用状況

資料3 - 3 南北市街地連絡バス（新函館北斗駅・上磯線）  
利用状況（平成25～30年度）

資料3 - 4 せせらぎ号（市民活動バス）の利用状況

資料3 - 5 都市機能の状況

資料3 - 6 平成29年度 北斗市関係分路線 平均乗車密度

資料4 公共交通対策経費の予算

資料5 北斗市高齢者運転免許証自主返納支援事業

資料6 その他の先進自治体における乗合タクシー導入事例

別冊 【公共交通に関するニーズ調査】 北斗市の公共交通について 報告書

## 北斗市地域公共交通活性化協議会設置要綱

## (設置)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）及び道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づく協議並びに北斗市内における地域公共交通の確保方策等について検討するため北斗市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 北斗市内における地域公共交通の確保方策及びサービスの充実等に関する事項
- (2) 道路運送法の規定に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金・運行主体の選定等に関する事項
- (3) 地域需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項
- (4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づく地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する事項
- (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

## (組織)

第 3 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は 25 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 北海道運輸局函館運輸支局長の指名する職員
- (2) 渡島総合振興局長の指名する職員
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の代表者又は指名する職員
- (4) 鉄道事業者の指名する職員
- (5) 函館地区バス協会の指名する職員
- (6) 函館地区ハイヤー協会の指名する職員
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の指名する者
- (8) 医療機関又は産業団体の代表者
- (9) 住民又は利用者の代表者
- (10) 道路管理者の指名する職員
- (11) 函館中央警察署長の指名する職員
- (12) 学識経験者
- (13) 北斗市長の指名する職員
- (14) その他市長が必要と認める者

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

## (役員)

第 5 条 協議会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 人

(2) 副会長 1人

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。  
(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議決を要する事項は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて協議会に関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 5 運行主体の選定にあたり、選定対象となる運行主体に関係する者が会議の委員である場合には、当該委員はその議事に加わることはできない。
- 6 協議会は原則として公開とする。この場合において、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要については、市ホームページにおいて公表するものとする。

(ワーキンググループ)

第7条 協議会の目的達成に必要な事項について協議するため、ワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループは、次に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 交通事業関係者
  - (3) 関係行政機関職員
  - (4) その他市長が必要と認める者  
(事務局)

第8条 協議会の庶務を処理するため、総務部企画課に事務局を置く。  
(協議結果の取り扱い)

第9条 協議会において協議が整った事項について、協議会の委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。  
(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。  
(北斗市地域公共交通会議設置要綱の廃止)
- 2 北斗市地域公共交通会議設置要綱（平成19年北斗市訓令第18号）は、廃止する。

## 北斗市の人口動向

## (1) 地区別人口の状況

※平成30年8月末時点 住民基本台帳人口

地区	七重浜 追分	久根別 東浜	中央 中野通	飯生 常盤 昭和 公園通 大工川 押上	中野 野崎 清川 森山 椋岱 水無 三好	谷好 富川 錦野	矢不來 茂辺地 茂辺地市 ノ波	当別 三ツ石	本町 本郷 白川 細入 向野 文月 村内	市道 村山 中山 福里	開発 東前 萩野	一本木 千代田 清水川 南大野	合計
各地区計	15,217	8,148	3,516	3,967	1,045	2,232	1,088	961	6,495	1,450	1,438	974	46,531
年少人口 (0-14)	2,260	1,059	524	452	60	217	35	39	742	155	279	93	5,915
生産年齢人口 (15-64)	9,451	4,868	2,110	2,260	447	1,247	433	567	3,894	827	763	513	27,380
老年人口 (65-)	3,506	2,221	882	1,255	538	768	620	355	1,859	468	396	368	13,236
年少人口割合 (0-14)	14.9%	13.0%	14.9%	11.4%	5.7%	9.7%	3.2%	4.1%	11.4%	10.7%	19.4%	9.5%	12.7%
生産年齢人口 割合(15-64)	62.1%	59.7%	60.0%	57.0%	42.8%	55.9%	39.8%	59.0%	60.0%	57.0%	53.1%	52.7%	58.8%
老年人口割合 (65-)	23.0%	27.3%	25.1%	31.6%	51.5%	34.4%	57.0%	36.9%	28.6%	32.3%	27.5%	37.8%	28.4%

## (2) 将来展望人口による年齢3区分の割合の推移

	H22 (2010)	H27 (2015)	H32 (2020)	H37 (2025)	H42 (2030)	H47 (2035)	H52 (2040)	H57 (2045)	H62 (2050)	H67 (2055)	H72 (2060)
総数	48,032	47,044	46,092	45,001	43,841	42,698	41,570	40,379	39,198	37,954	36,725
(再掲)0~14歳	7,217	6,623	6,064	5,735	5,659	5,753	6,001	6,181	6,149	5,897	5,686
(再掲)15~64歳	30,059	28,244	26,979	26,174	24,937	23,482	21,663	20,481	20,118	20,361	20,435
(再掲)65歳以上	10,756	12,177	13,049	13,092	13,245	13,463	13,906	13,717	12,931	11,696	10,604
<割合>											
(再掲)0~14歳	15.0%	14.1%	13.2%	12.7%	12.9%	13.5%	14.4%	15.3%	15.7%	15.5%	15.5%
(再掲)15~64歳	62.6%	60.0%	58.5%	58.2%	56.9%	55.0%	52.1%	50.7%	51.3%	53.6%	55.6%
(再掲)65歳以上	22.4%	25.9%	28.3%	29.1%	30.2%	31.5%	33.5%	34.0%	33.0%	30.8%	28.9%

※H22は国勢調査結果、H27以降は以下の条件に基づいたシミュレーション結果による。

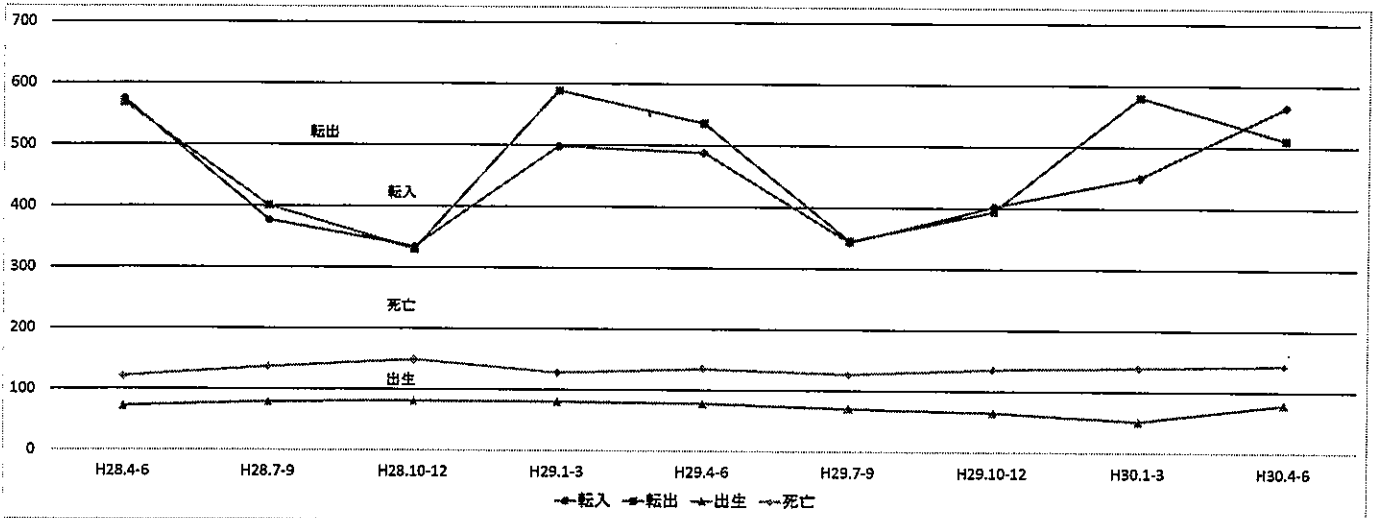
- ・自然動態: 合計特殊出生率が、平成26(2014)年の1.31から、平成42(2030)年までに1.8まで上昇する。
- ・社会動態: 平成28(2016)年以降、直ちに均衡(=0)とする。

(3) 北斗市の人口動態(四半期)

社会動態(転入・転出)																													
月	平成28年度									平成29年度									平成30年度										
	転入			転出			転入-転出			転入			転出			転入-転出			転入			転出			転入-転出				
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
4月-6月	301	273	574	304	264	568	△ 3	9	6	279	209	488	276	260	536	3	△ 51	△ 48	309	256	565	285	226	511	24	30	54		
7月-9月	184	193	377	205	196	401	△ 21	△ 3	△ 24	169	174	343	172	173	345	△ 3	1	△ 2											
10月-12月	166	168	334	143	187	330	23	△ 19	4	209	193	402	181	213	394	28	△ 20	8											
1月-3月	249	249	498	332	257	589	△ 83	△ 8	△ 91	213	237	450	306	275	581	△ 93	△ 38	△ 131											
年度計	900	883	1,783	984	904	1,888	△ 84	△ 21	△ 105	870	813	1,683	935	921	1,856	△ 65	△ 108	△ 173	309	256	565	285	226	511	24	30	54		

自然動態(出生・死亡)																													
月	平成28年度									平成29年度									平成30年度										
	出生			死亡			出生-死亡			出生			死亡			出生-死亡			出生			死亡			出生-死亡				
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
4月-6月	34	38	72	64	57	121	△ 30	△ 19	△ 49	50	28	78	72	63	135	△ 22	△ 35	△ 57	37	39	76	68	75	143	△ 31	△ 36	△ 67		
7月-9月	42	37	79	68	69	137	△ 26	△ 32	△ 58	31	39	70	56	71	127	△ 25	△ 32	△ 57											
10月-12月	36	45	81	73	76	149	△ 37	△ 31	△ 68	25	40	65	74	62	136	△ 49	△ 22	△ 71											
1月-3月	52	28	80	65	63	128	△ 13	△ 35	△ 48	26	25	51	71	68	139	△ 45	△ 43	△ 88											
年度計	164	148	312	270	265	535	△ 106	△ 117	△ 223	132	132	264	273	264	537	△ 141	△ 132	△ 273	37	39	76	68	75	143	△ 31	△ 36	△ 67		

社会動態+自然動態																													
月	平成28年度									平成29年度									平成30年度										
	転入+出生			転出+死亡			増-減			転入+出生			転出+死亡			増-減			転入+出生			転出+死亡			増-減				
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
4月-6月	335	311	646	368	321	689	△ 33	△ 10	△ 43	329	237	566	348	323	671	△ 19	△ 86	△ 105	346	295	641	353	301	654	△ 7	△ 6	△ 13		
7月-9月	226	230	456	273	265	538	△ 47	△ 35	△ 82	200	213	413	228	244	472	△ 28	△ 31	△ 59											
10月-12月	202	213	415	216	263	479	△ 14	△ 50	△ 64	234	233	467	255	275	530	△ 21	△ 42	△ 63											
1月-3月	301	277	578	397	320	717	△ 96	△ 43	△ 139	239	262	501	377	343	720	△ 138	△ 81	△ 219											
年度計	1,064	1,031	2,095	1,254	1,169	2,423	△ 190	△ 138	△ 328	1,002	945	1,947	1,208	1,185	2,393	△ 206	△ 240	△ 446	346	295	641	353	301	654	△ 7	△ 6	△ 13		



## 【鉄道輸送統計調査結果】道南いさりび鉄道の利用状況等について

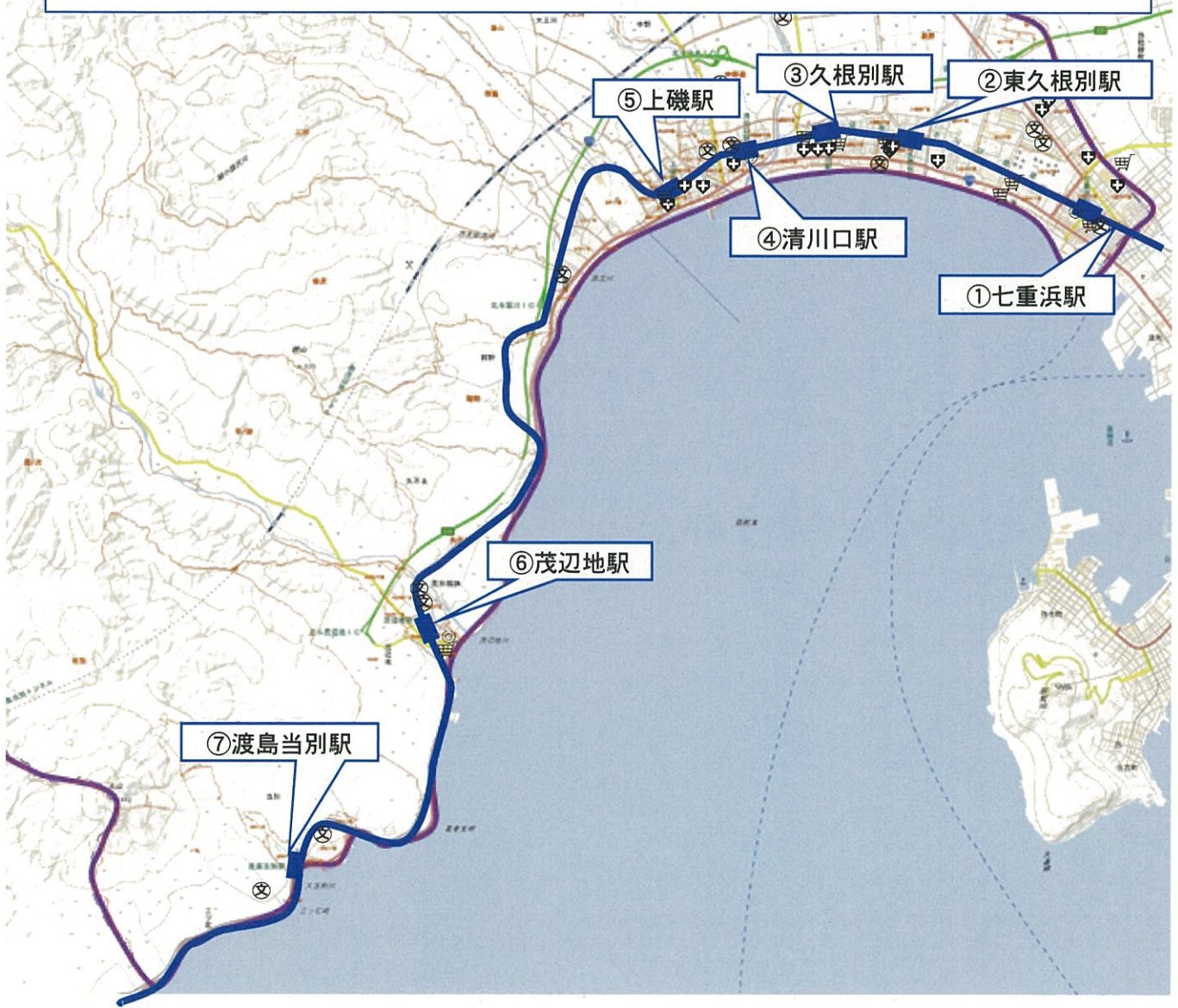
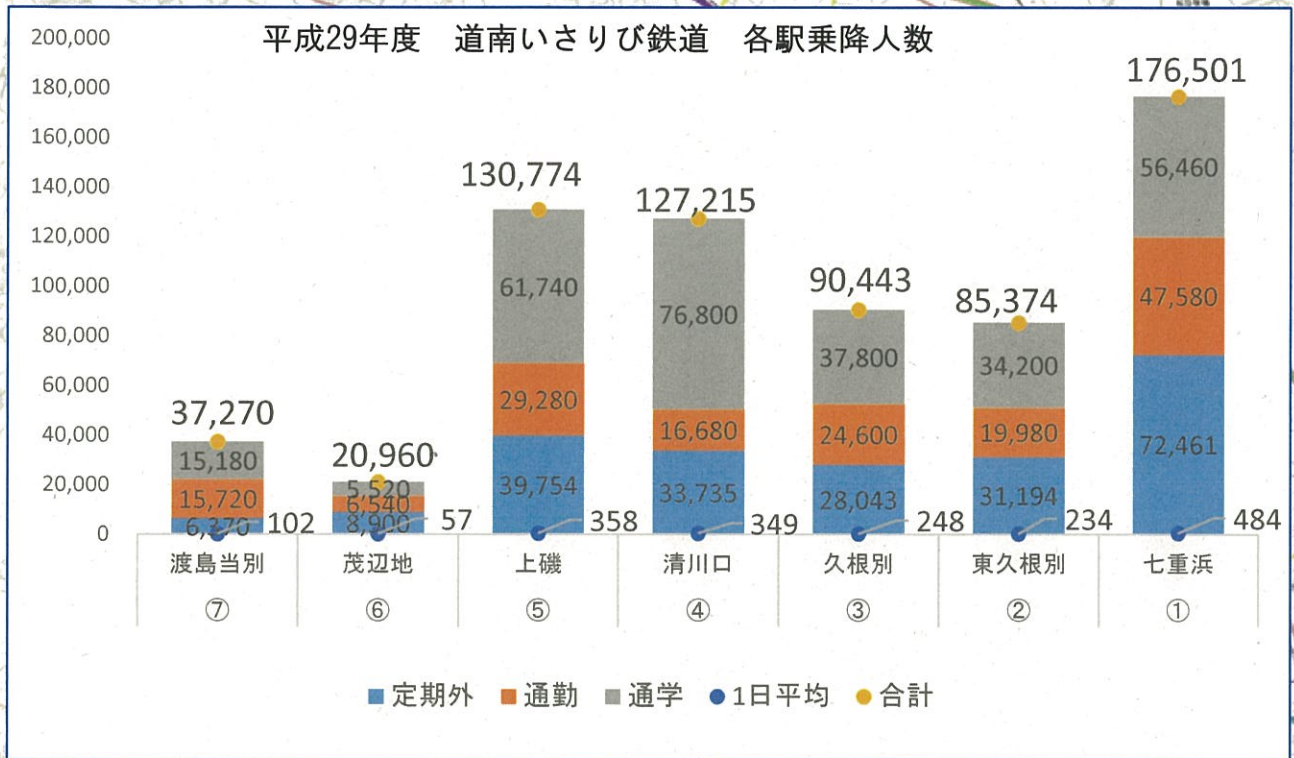
平成30年度

(単位:千人)

(単位:人)

調査対象月	年度	北海道運輸局 報告数値	北海道運輸局 報告数値		一日あたり
			うち定期	うち定期外	
4月	平成29年度	61	41	20	約 2,000人
	平成30年度	56	37	19	約 1,900人
	増減(H30-H29)	△ 5	△ 4	△ 1	△約100人
5月	平成29年度	62	41	21	約 2,000人
	平成30年度	59	38	21	約 1,900人
	増減(H30-H29)	△ 3	△ 3	0	△約100人
6月	平成29年度	56	40	16	約 1,900人
	平成30年度	55	38	17	約 1,800人
	増減(H30-H29)	△ 1	△ 2	1	△約100人
7月	平成29年度	56	36	20	約 1,800人
	平成30年度	57	35	22	約 1,800人
	増減(H30-H29)	1	△ 1	2	0人
8月	平成29年度	64	38	26	約 2,100人
	平成30年度	63	36	27	約 2,000人
	増減(H30-H29)	△ 1	△ 2	1	—
9月	平成29年度	55	37	18	約 1,800人
	平成30年度	51	36	15	約 1,700人
	増減(H30-H29)	△ 4	△ 1	△ 3	—
10月	平成29年度	57	39	18	約 1,800人
	平成30年度				
	増減(H30-H29)	△ 57	△ 39	△ 18	—
11月	平成29年度	61	44	17	約 2,000人
	平成30年度				
	増減(H30-H29)	△ 61	△ 44	△ 17	—
12月	平成29年度	54	34	20	約 1,700人
	平成30年度				
	増減(H30-H29)	△ 54	△ 34	△ 20	—
1月	平成29年度	59	40	19	約 1,900人
	平成30年度				
	増減(H30-H29)	△ 59	△ 40	△ 19	—
2月	平成29年度	50	34	16	約 1,800人
	平成30年度				
	増減(H30-H29)	△ 50	△ 34	△ 16	—
3月	平成29年度	47	27	20	約 1,500人
	平成30年度				
	増減(H30-H29)	△ 47	△ 27	△ 20	—
年度計	平成29年度	682	451	231	約 1,900人
	平成30年度	341	220	121	
	増減(H30-H29)	△ 341	△ 231	△ 110	—

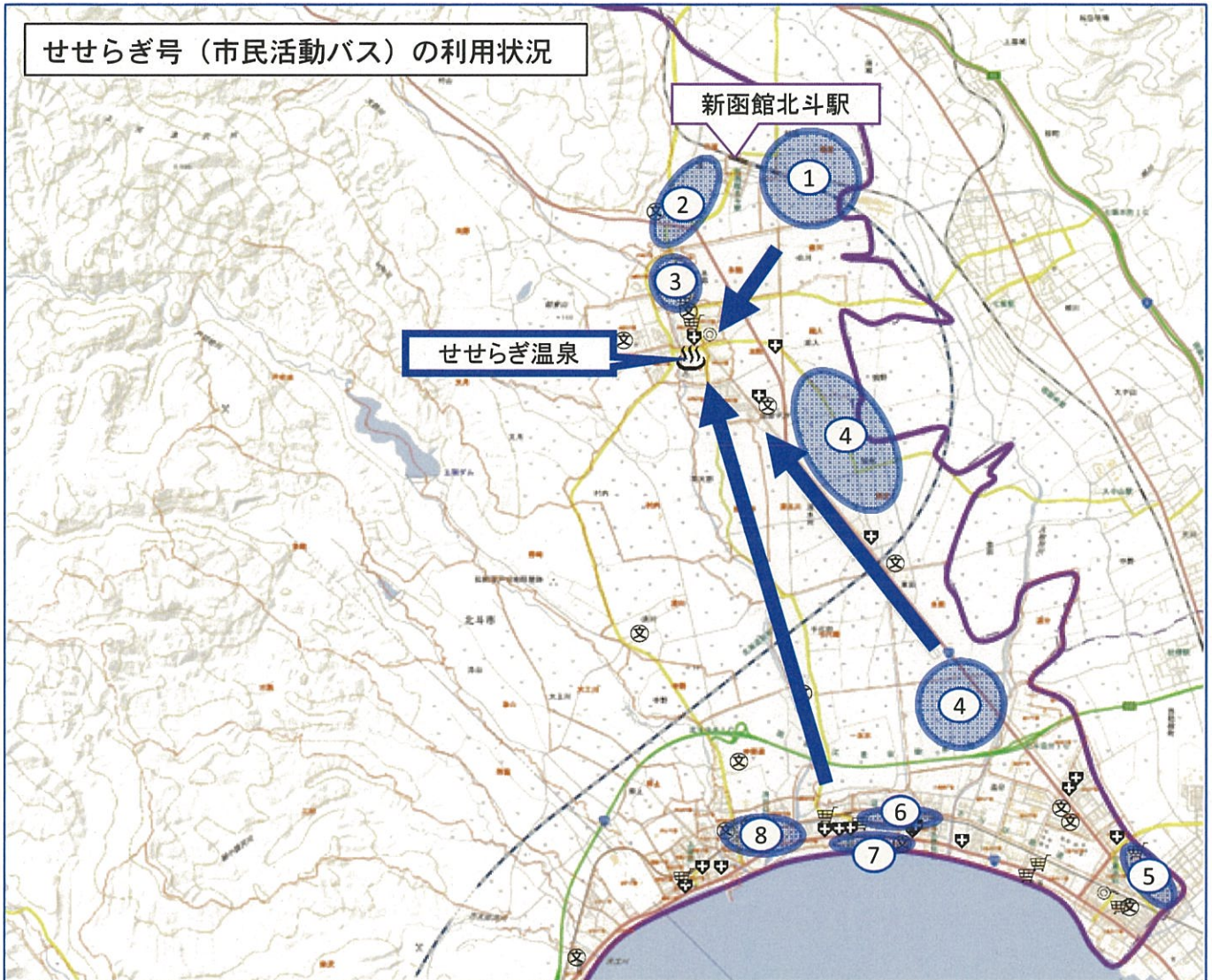








## せせらぎ号（市民活動バス）の利用状況

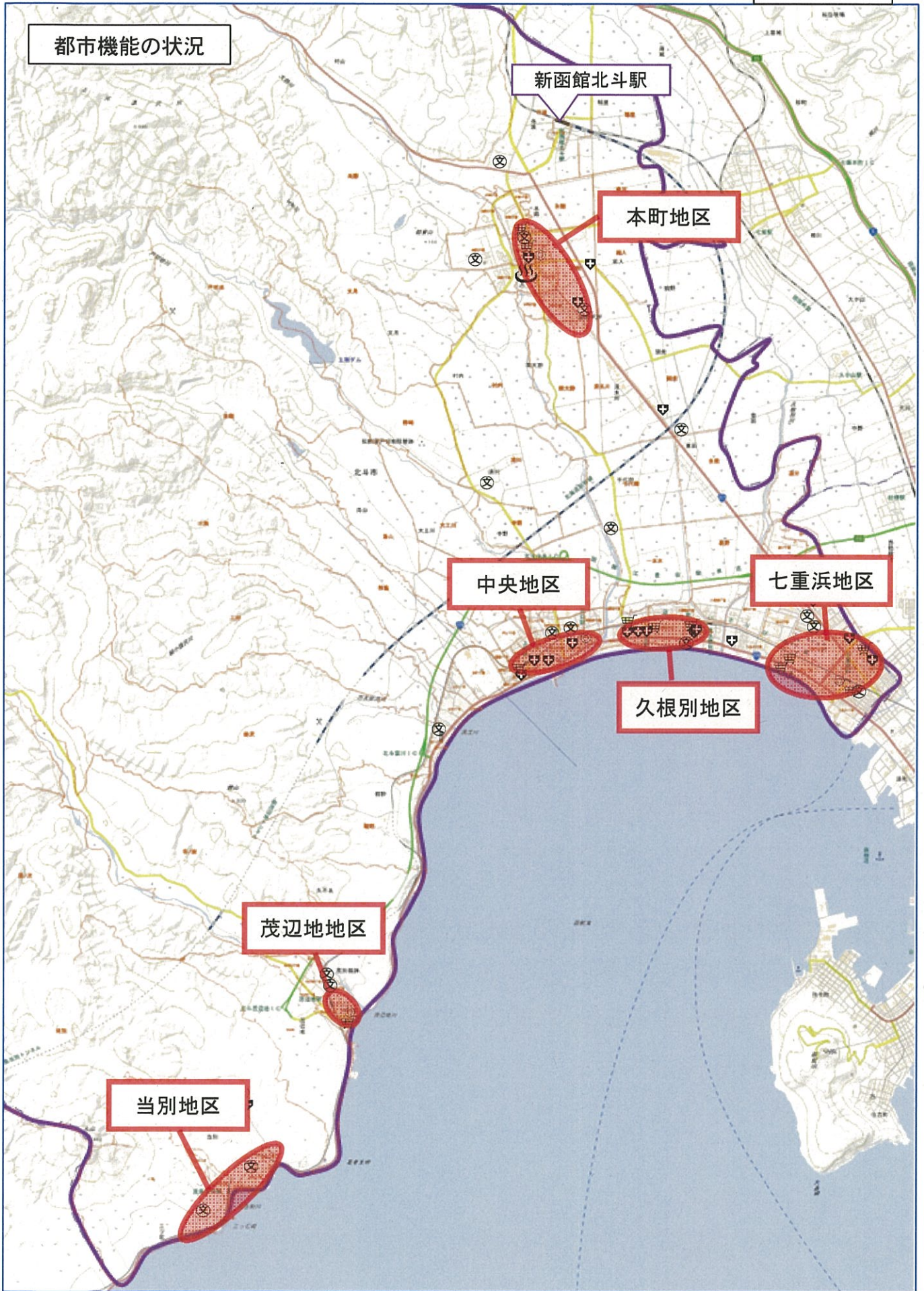


○せせらぎ号の利用状況について（H29年度実績）

地図 番号	団体・地区	主な経路	運行 頻度	利用人数 利用回数	平均利用 者数	新函館北斗駅・ 上磯線との重複
①	白川地区	白川、稲里	週1回 (水曜)	303人 49回	6.2人	無
②	市渡地区	長橋、市渡	週1回 (水曜)	271人 49回	5.5人	有
③	本郷地区	鹿島神社	週1回 (水曜)	321人 48回	6.7人	有
④	開発地区	萩野、開発	週1回 (水曜)	397人 49回	8.1人	無
⑤	七重浜4丁目町会	やまに旅館、大野新道	年2回	34人 2回	17.0人	無
⑥	はまなす町内会	渡島信金、久根別体育館 一本木	週1回 (木曜)	567人 50回	11.3人	有
⑦	東浜くろまつクラブ	ジョイライフいけだ、 カーファクトリー、清川	週1回 (木曜)	363人 47回	7.7人	有
⑧	中央親和会	岡田商店、清川	週1回 (火曜)	361人 43回	8.4人	有



都市機能の状況



## 平成29年度 北斗市関係分路線 平均乗車密度

番号	起点	系統	終点	平均乗車密度
1	港	35 桔梗	昭和 営業所	8.1人
2	昭和 ターミナル	112東港 杉並町	旭岡 中学校前	6.5人
3	市立 函館病院	92 東港	山の手 団地	4.1人
4	南北市街地連絡バス			7.5人
5	バスセンター	151 七重浜	富川会館	5.9人
6	バスセンター	七重浜	茂辺地	5.0人
7	昭和 営業所	81富岡 七重浜	富川 会館前	6.9人
8	稜北 高校前	81富岡 七重浜	富川 会館前	9.6人
9	富川 会館前	11 亀田支所	湯川団 地中央	10.4人
10	バスセンター	122 五稜郭	新函館 北斗駅	5.6人
11	バスセンター	25亀田 支所前	新函館 北斗駅	5.8人
12	昭和 営業所	21杉並町 東港	新函館 北斗駅	10.4人
13	バスセンター	七飯大野 循環	バスセンター	5.1人
14	バスセンター	七重浜 市立病院	小谷石	6.3人
15	バスセンター	市立病院 こもれび	小谷石	6.3人
16	松前 出張所	知内 出張所	バスセンター	7.2人
17	バスセンター	東港 厚沢部	江差 ターミナル	6.0人
18	久根別	13 函館高校	昭和 ターミナル	11.1人
19	新函館 北斗駅	103 峠下	バスセンター	6.6人
20	バスセンター	103 七飯	新函館 北斗駅	5.2人
21	バスセンター	130 美原大川	新函館 北斗駅	6.5人
22	バスセンター	130 美原な新	新函館 北斗駅	6.6人
23	バスセンター	33 亀田支所前	新函館 北斗駅	6.6人
24	バスセンター	33七飯高 新病院	新函館 北斗駅	9.7人
25	バスセンター	七飯 鹿部間歌泉	鹿部 出張所	5.7人
26	バスセンター	今金	上三本杉	17.2人

## 公共交通対策事業経費の予算

(単位:円)

予算項目		概要	H29	H30
需用費			977,000	929,000
	修繕料	・毎年度、バス待合所(3ヶ所程度)の修繕を実施し、利用促進を図る	977,000	929,000
負担金、補助及び交付金			32,583,000	33,180,000
	バス生活路線維持費補助金	・平成13年度に国庫補助制度が変更されたことに伴い、対象外となった部分を関係自治体で協調補助するものであり、経常収益が経常費用に達していない赤字路線のうち、他系統との競合区間の合計が50%以上となる市内3路線を対象	1,992,000	1,992,000
	南北市街地連絡バス運行事業補助金	・上磯地区と大野地区の市街地を直接的に結ぶ路線がない状況であるため、両市街地間を効率的な経路で運行する公共交通として、北斗市地域公共交通会議における合意事項に適合する定時定路線バス運行(南北市街地連絡バス、平成20年度～)に対する補助	8,600,000	9,212,000
	ノンステップバス導入事業補助金	・国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」で定めるノンステップバスの導入割合を平成32年度までに70%とする目標に向けて、平成23年度以降、函館市、七飯町と協調補助していたが、平成28年度補助をもって導入割合の目標が達成	0	0
	道南いさりび鉄道地域応援隊負担金	・道南いさりび鉄道の沿線市町(函館市、北斗市、木古内町)において、道南いさりび鉄道を活用した地域おこしや、利用促進に向けた具体的な行動を通じて地域振興に資することを目的に設置された各市町5人ずつから構成される応援隊の活動に対する負担	100,000	100,000
	道南いさりび鉄道通学定期券購入費補助金	・道南いさりび鉄道の旅客運賃が、JR北海道の旅客運賃から増加することに伴い、北斗市内から通学定期乗車券を利用する者の保護者に対して、運賃負担増の緩和と利用促進を図ることを目的に運賃上昇分の2/3を補助	2,700,000	2,700,000
	バスICカードシステム整備事業補助金	・路線バス事業者に対し、利便性の向上を図るために導入するICカードシステムの初期費用について、沿線自治体(渡島管内全市町)で協調補助するもので、平成28年度、29年度の2ヶ年のみ実施	442,000	0
	道南いさりび鉄道株式会社経営安定化事業補助金	・道南いさりび鉄道線について、円滑な鉄道事業の実施と安定的な経営を図るため、経営上赤字となったものに対し、道・沿線2市1町(北斗市・函館市・木古内町)で協調補助するもので、北斗市は赤字額の11.2%を補助	18,749,000	19,176,000
合計			33,560,000	34,109,000
内訳	バス関係(南北市街地連絡バス含む)		12,011,000	12,133,000
	いさりび鉄道関係		21,549,000	21,976,000



## 北斗市高齢者運転免許証自主返納支援事業（平成30年4月から）

高齢者の運転による交通事故の減少を図るため、運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した者に対し、タクシー利用券を交付することにより、当該高齢者を支援する。

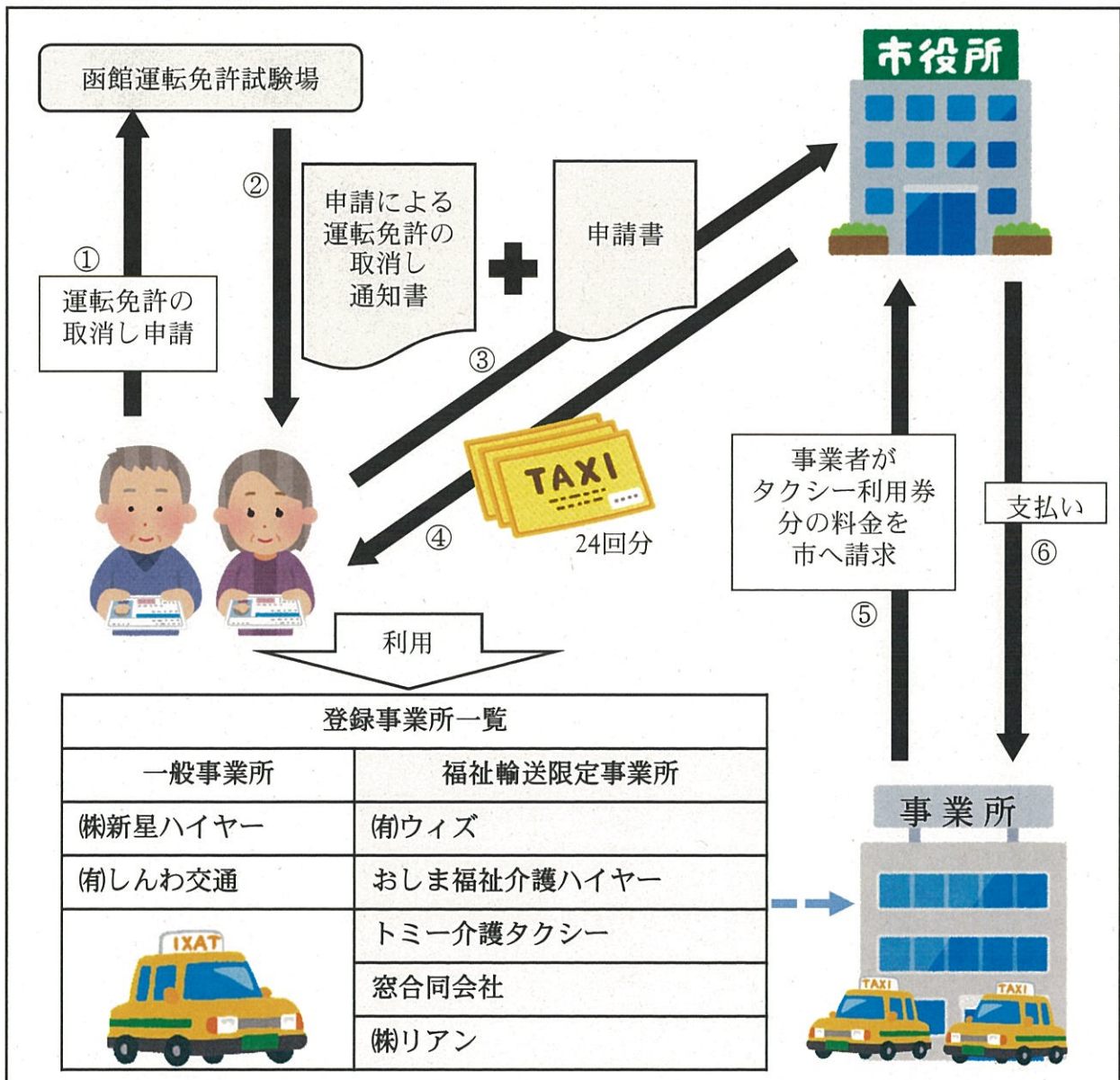
### 【制度概要】

- 対象者：平成30年4月以降に運転免許証を返納した、70歳以上の方。
- 申請期限：運転免許証を自主返納した翌日から1年以内。
- 支援内容：タクシー利用券（初乗運賃（550円）に相当する24回分）を、対象者1人につき1回限り交付する。  
タクシー利用券の有効期限は交付から2年間。

### 【実績】

- 免許返納申請実績（平成30年4月から9月末まで） 67件
- タクシー利用券の交付実績（ " " ） 66件  
550円×24回×66件＝871,200円
- 平成30年度事業予算 2,337,000円  
執行（9月末） 50,600円

### 【申請手続きの流れ】



## その他の先進自治体における乗合タクシー導入事例

## 【自由経路ドアツードア型】

自治体 事例名	北海道新十津川町 新十津川町乗合タクシー・ 乗合ワゴン	山形県川西町 財政負担の少ないデマンド 型乗り合いタクシー	栃木県茂木町 茂木町デマンドタクシー 「めぐるくん」の運行
運行方式	自由経路ドアツードア型	自由経路ドアツードア型	自由経路ドアツードア型
ダイヤ	基本ダイヤ型	基本ダイヤ型	基本ダイヤ型
発着地	ドア（自宅・施設） ⇔着地固定	ドア（自宅・施設） ⇔ドア（自宅・施設）直行型	ドア（自宅・施設） ⇔ドア（自宅・施設）直行型
利用者	事前利用登録のあった者	事前利用登録のあった者	事前利用登録のあった者
運賃	200円～800円	500円定額	300円定額
特徴	定期券を導入	パソコンの活用によるコス ト軽減 事業者がシステムを開発	事業者に対するインセンテ ィブ 商店街とタイアップした乗 車券配布

自治体 事例名	北海道伊達市 愛のりタクシー	岩手県花巻市 予約応答型乗合交通「予約 乗合バス」	秋田県横手市 横手デマンド交通
運行方式	自由経路ドアツードア型	自由経路ドアツードア型	自由経路ドアツードア型
ダイヤ	非固定ダイヤ型	非固定ダイヤ型	非固定ダイヤ型
発着地	ドア（自宅・施設） ⇔ドア（自宅・施設）直行型	ドア（自宅・施設） ⇔着地固定	ドア（自宅・施設） ⇔ドア（自宅・施設）直行型
利用者	60歳以上の事前利用登録の あった者	事前利用登録のあった者	誰でも利用可
運賃	500円～2,500円	400円定額	400円～4,000円
特徴	夫婦割引制度 親子割引制度	運行事業に対し補助金交付 支線バス路線を廃止	1人乗車と複数乗車で運賃 が異なる（距離とエリア）



【定路線型】

自治体 事例名	秋田県仙北市 デマンド型(予約型)乗合タクシー	新潟県新潟市南区 新潟市デマンド型乗合タクシー「南風タクシー」	島根県松江市 秋鹿地区コミュニティタクシー
運行方式	定路線型	定路線型	定路線型
ダイヤ	基本ダイヤ型	基本ダイヤ型	基本ダイヤ型
発着地	バス停等 ⇔バス停等	バス停等 ⇔着地固定	バス停等 ⇔バス停等
利用者	誰でも利用可	事前利用登録のあった者 (対象区域有)	高齢者・障がい者・通学利用者
運賃	200円～820円	300円～700円	200円定額
特徴	定期券を導入	乗車人数によって運賃が変わる 市の補助金が確保できず、 運賃収入のみで運行	バス停の増設により利用者が急増 地元ドライバーの採用

自治体 事例名	京都府木津川市 木津川市予約型乗合タクシー	京都府宇治市 西小倉のりあいタクシー	和歌山県紀の川市 紀の川市デマンド型乗合タクシー
運行方式	定路線型	定路線型	定路線型
ダイヤ	固定ダイヤ型	固定ダイヤ型	固定ダイヤ型
発着地	バス停等 ⇔バス停等	バス停等 ⇔バス停等	バス停等 ⇔バス停等
利用者	誰でも利用可	誰でも利用可	事前利用登録のあった者
運賃	200円定額	500円定額	200円定額
特徴	1日フリー乗車券の導入 地域の実情に応じたバス停の新設	サポート会員制度(年会費1,000円)を導入し、運賃割引(500円→300円)	予約者登録時に番号を割り振り、番号による予約が可能